

日本金融ジェロントロジー協会

社会福祉関係機関と金融機関の連携の可能性について ~取組事例紹介等~

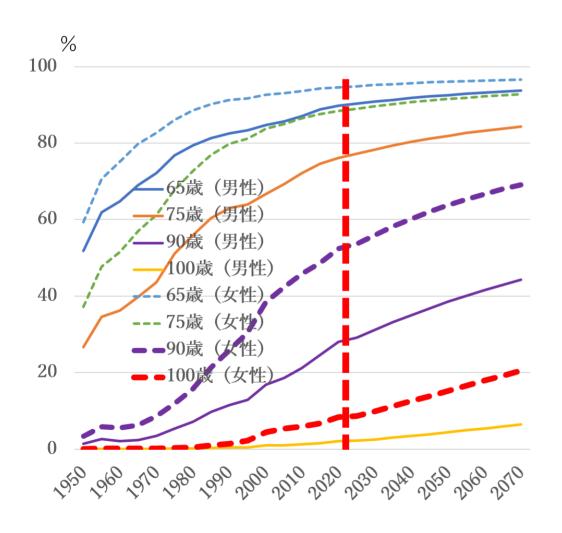




1. 金融ジェロントロジー①



特定年齢までの生存率



- ✓ 現在、全体40%近い人が90歳 以上まで生存する。
- ✓ 最頻死亡年齢はすでに90歳に 接近している。

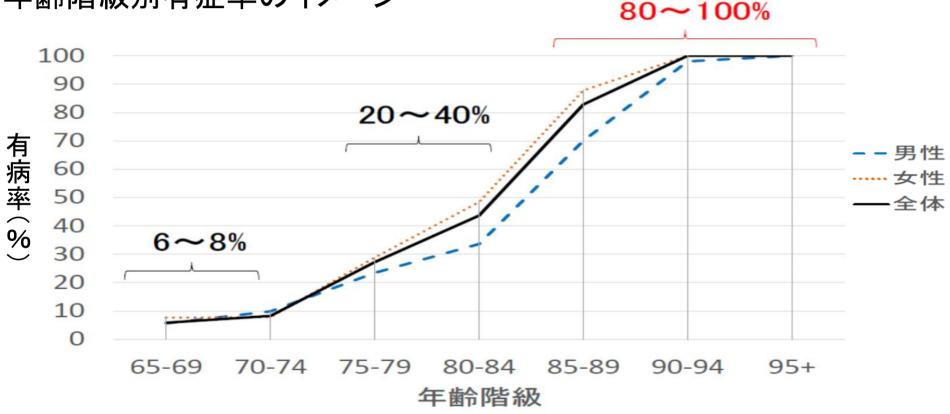
	2020年		2040年		2070年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平均寿命	81.6	87.7	83.6	89.5	85.9	91.9
寿命中位 年齢	84.5	90.5	86.4	92.2	88.6	94.4
最頻死亡 年齢	89	93	90	94	92	96

1. 金融ジェロントロジー②



年齢別のMCIおよび認知症の有症率





注: MCIの有症率が認知症の有病率のほぼ同等の見なして作成

出所:東京都福祉保健局(2020)より引用 【日本金融ジェロントロジー協会 動画研修収録】



(1)背景

✓ 高齢化が進み、認知判断能力が低下した高齢者の増加が見込まれる中、 現状においても何らかのサポートを必要とする市民が増えおり、 市の各窓口には様々な種類の相談が多く寄せられている。 (消費被害、生活困窮、家庭問題、孤立など)



✓ こうした事案は早期に発見し支援することが非常に重要であるが、一方で 家族との関係の希薄化や地域からの孤立等によって、発見が遅れ深刻な 状況になる危険性も高まってきている



✓ 日常生活において、地域の身近な人々からの声掛けや訪問等による「ゆるやかな見守り」や「気づき」を通じ、早期の発見と支援に繋げていく体制を、市役所・市民・地域の支え合いにより構築していく必要あり



(2)取り組み経緯・全体像

野洲市くらし支えあい条例 (平成28年10月1日施行)

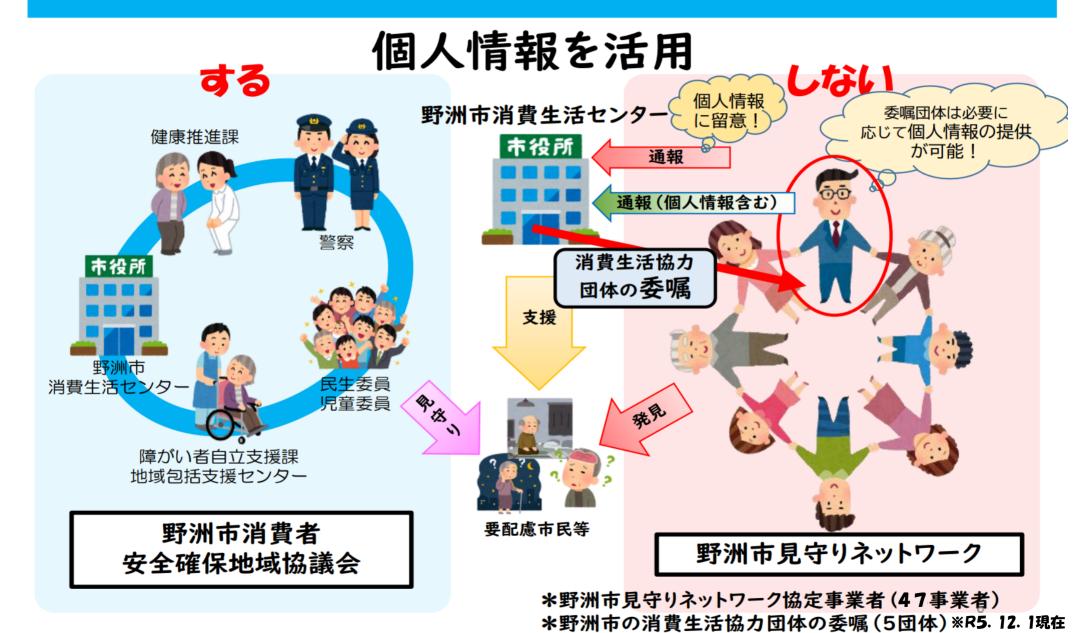
(消費者安全確保地域協議会)

第8条 市長は、法第11条の3第1項の規定に基づき、野洲市消費者 安全確保地域協議会を組織する。

(見守りネットワーク)

- 第27条 市、事業者及び自治組織は、要配慮市民等が安心して暮らす ことができるよう見守るため、相互に連携を図りながら協力する 組織(以下この条において「見守りネットワーク」という。)を 構築するよう努めなければならない。
- 2 市は、見守りネットワークを構築するときは、協力する事業者 及び自治組織と協定を締結するものとする。

野洲市の見守り活動の仕組み





(3)野洲市消費者安全確保地域協議会の特徴

見守りリストの作成と提供(個人情報の活用)

- ① 消費者庁からの情報提供・・・・・・・・・ 《法第11条の2第1項》 →消費者安全法に基づき、消費者庁が保有する野洲市民の情報の提供を求める。
- ② 警察からの情報提供・・・・・・・・・・・《法第11条の4第3項》 →消費者安全法に基づき、警察が保有する詐欺に関する野洲市民の情報の提供 を求める。
- ③ 市が保有する情報の活用・・・・・・・・・《法第11条の4第3項》 →消費者庁と警察から提供された情報をベースに市が保有する情報を加え、 介護保険台帳や障害に関する手帳交付台帳に記載された情報を突合させ、 見守リストを作成する。
- ④ 構成員への見守りリストの提供・・・・・・ 《法第11条の4第3項》 →作成した見守りリストを必要に応じて構成員に提供する。



(4) 見守りネットワークの特徴

委嘱の活用(金融機関への委嘱)

(消費生活協力団体及び消費生活協力員) 第十一条の七 地方公共団体の長は、消費者 の利益の擁護又は増進を図るための活動を 行う民間の団体又は個人のうちから、消費 生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱する ことができる。

- 2 消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。
- 一(省略)
- 二 (省略)
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を 地方公共団体に提供することその他国又は 地方公共団体が行う施策に必要な協力を すること。

委 嘱 状

(団体名又は氏名)

様

消費者安全法 (平成21年法律第50号) 第11条の7第1項の消費生活 協力団体を委嘱する

活動内容は消費者安全法第11条の7第2項各号に掲げる活動とし、 野洲市と協議の上これを行う

委嘱期間は野洲市見守りネットワーク協定の締結期間とします

令和 年 月 日

野洲市長

(A)

野洲市見守りネットワーク協定

消費生活協力団体の委嘱

・見守りネットワーク協定団体等に対し、消費者安全法第11条の7第1項の 消費生活協力団体の委嘱を行う。→5団体に対し委嘱を行った。

原則



異変の発見





要配慮市民等

個人情報保護法による制限 →生命・身体・財産の危険が 要件となる。











個人情報保護法による制限の解除 →委嘱により市役所への情報共有 が可能となる。











(5) 見守り活動 ~金融機関からの通報事例~

金融機関からの相談

- ✓ 高齢女性が、通帳を紛失したと頻繁に来店される。
- ✓ その度に、再発行の手続きをするが、また紛失されてしまう。
- ✓ 駐車場の車の位置もうまく止められない状況。預金があるので心配だ。

対応経過

- ▶ 金融機関からの通知を受け、地域包括支援センターに情報提供し、自宅 訪問をしてもらう。
- ▶ 同じ敷地に住む息子に事情を伝えるが、最初は拒否。何度か訪問した結果、 医療受診につながり「認知症」の診断となる。
- ▶ 通帳は息子が管理し、免許は返納となった。



(1) 今後の展望(全国への拡大の可能性と留意事項)

- ✓ 高齢化の進展は続き、認知判断能力の低下した高齢者の増加が本格化~経済力があってもその経済力を行使できない「脆弱な経済主体」の増加
- ✓ 金融機関は自治体や地域の福祉関係機関等と連携し、認知判断能力の低下した 顧客の権利擁護や適切な資産形成・管理に努めていくことが求められる

地域をまたいだ共通の課題



地域の特性に応じた個別の課題

それぞれの地域に相応しい解決策



▶ 金融ジェロントロジーの知見を活かして福祉と金融の意見交換を進めつつ、 参考となる好事例を積み上げながら全国へと拡大へ



◆共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2023年6月14日)

(日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務)

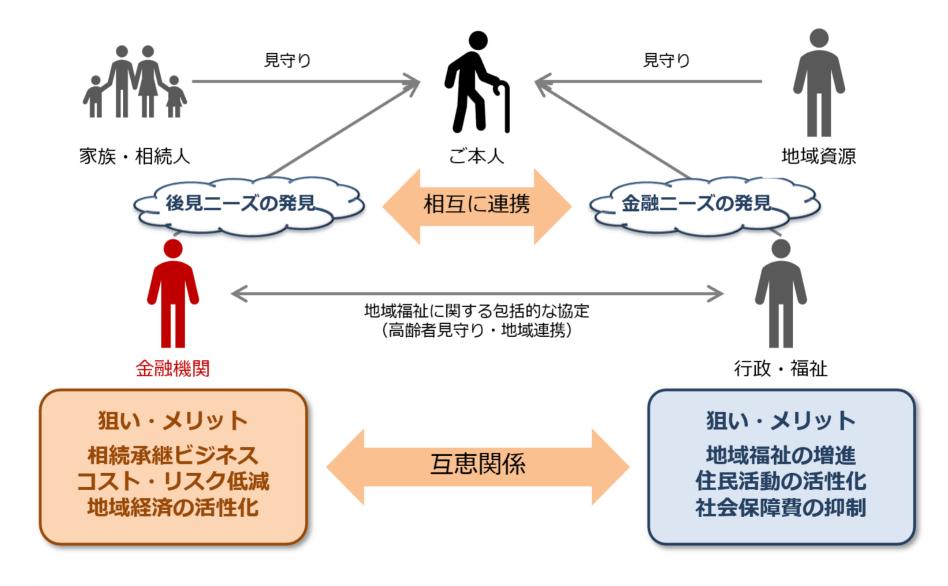
第七条 公共交通事業者等、金融機関、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者(前条に規定する者を除く。第二十三条において同じ。)は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい 知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄 与するよう努めなければならない。



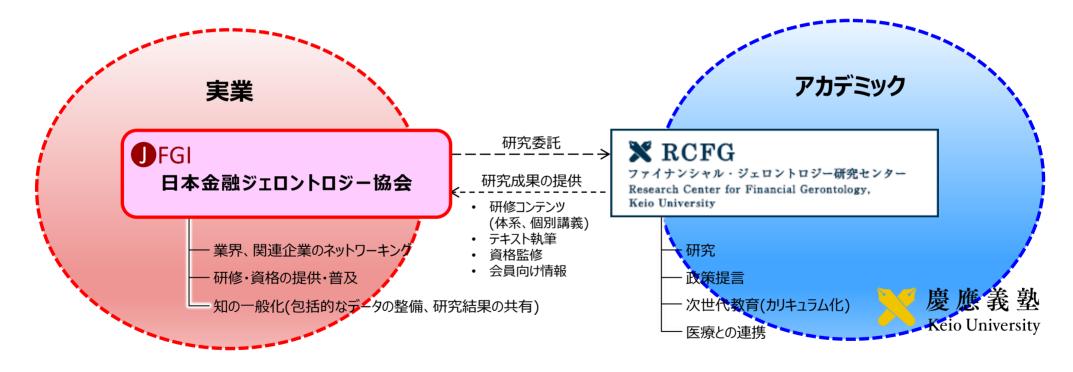
(2) 福祉×金融によるSDGSの推進 ~互恵関係にある金融機関と行政・福祉





(3) 日本金融ジェロントロジー協会として

【設立の趣意】 長寿高齢化という社会問題に対して、関連する知識・情報を 広く金融業界に普及させることで、社会全体の利益に貢献していく



弊会は引き続き皆さまのご協力を賜りつつ、社会福祉関係機関と金融機関の 連携強化を重要課題の一つとして取り組む方針



ご清聴ありがとうございました。

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会 業務執行理事 田堂 貴久

【連絡先】 〒108-0073

東京都港区三田2-14-5

TEL: 03-6381-7621

URL : http://www.jfgi.jp/